

（重要）本事務連絡は、8月27日（金）付で内閣官房新型コロナウイルス感染症対策推進室長より各都道府県知事等宛に発出された「今後の催物の開催制限等の取扱いについて」（事務連絡）の内容について周知するものです。関係者に周知願います。

事 務 連 絡  
令和3年8月30日

文化関係独立行政法人の長  
文化関係団体の長

文化庁政策課長

### 今後の催物の開催制限等の取扱いについて

催物の開催制限等の取扱いについては、「8月25日に決定された緊急事態宣言を実施すべき区域の追加等について（事務連絡）」（令和3年8月26日付 文化関係独立行政法人の長・文化関係団体の長宛 文化庁政策課長事務連絡）においてもその内容について周知いたしました「基本的対処方針に基づく催物の開催制限、施設の使用制限等に係る留意事項等について（令和3年8月25日付 各都道府県知事・各府省庁担当課室宛 内閣官房新型コロナウイルス感染症対策推進室長 事務連絡）において、「緊急事態宣言及びまん延防止等重点措置終了後等の取扱いについては、今後検討の上、別途通知する」とされていたところです。

今般、令和3年8月27日付で内閣官房新型コロナウイルス感染症対策推進室長より各都道府県知事等宛に「今後の催物の開催制限等の取扱いについて（事務連絡）」が発出されており、催物の開催制限等については、10月末までは現在の開催制限等を維持する旨等が示されているところです。

各団体におかれましては、これらの内容について御了知いただくとともに、各地域の感染状況を踏まえた要請等があった場合には、基本的対処方針と当該要請等に十分留意し、各事業者・業界において定められた業種別ガイドライン等に基づきながら、安全確保に細心の注意を払い、感染拡大防止に万全を期するようお願いいたします。本件について、下記参考資料と併せ、関係団体・機関等に対しても周知されるようお願いいたします。

- ・今後の催物の開催制限等の取扱いについて（令和3年8月27日付 各都道府県知事・各府省庁担当課室宛 内閣官房新型コロナウイルス感染症対策推進室長 事務連絡）

[https://corona.go.jp/news/pdf/jimurenraku\\_seigen\\_20210827.pdf](https://corona.go.jp/news/pdf/jimurenraku_seigen_20210827.pdf)

- ・基本的対処方針に基づく催物の開催制限、施設の使用制限等に係る留意事項等について（令和3年8月25日付 各都道府県知事・各府省庁担当課室宛 内閣官房新型コロナウイルス感染症対策推進室長 事務連絡）

[https://corona.go.jp/news/pdf/kaisaiseigen\\_0724.pdf](https://corona.go.jp/news/pdf/kaisaiseigen_0724.pdf)

本件連絡先 文化庁政策課

電話：03-6734-2809(直通)

メール：s-kikaku@mext.go.jp